

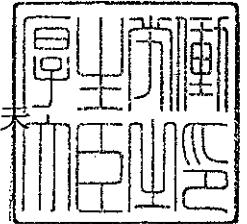
厚生労働省発食安第 1031002 号

平成 18 年 10 月 31 日

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



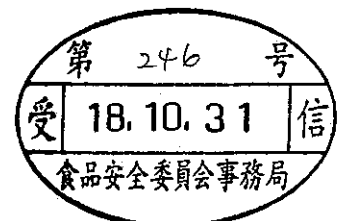
食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて照会したことの取り下げについて

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 24 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定により基準若しくは規格を定めようとするときは貴委員会の意見を聴かなければならないこととされており、下記の場合は、その内容から食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号に掲げられた食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると解してよろしいか、平成 18 年 1 月 18 日付け厚生労働省発食安第 0118003 号をもって貴職に意見を求めたところですが、これを取り下げます。

## 記

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）について、次の改正を行う場合

1. 別紙に掲げる、指定添加物 73 品目に係る 72 成分規格、既存添加物 23 品目に係る 22 成分規格及び「合成膨張剤」の成分規格に関して、試験の操作性の改善、精度の向上、有害試薬の他の試薬への代替等を目的として、一般試験法及び各成分規格を改正すること
2. 別紙に掲げる、既存添加物 13 品目に係る 14 成分規格及び一般飲食物添加



物1品目に係る1成分規格に関して、動植物、微生物の定義の明確化のため、これらに学名を付記すること

3. IUPAC 命名法に基づく名称や日本工業規格番号を付記すること、及び構造式の記載法や用語、用例等の統一を行うこと

1. 成分規格が改正される添加物及びその成分規格、並びに、一般試験法の改正により規定が変更される添加物及びその成分規格（〔 〕内は規格名を示す。）

#### ①指定添加物

亜鉛塩類（グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。）〔グルコン酸亜鉛、硫酸亜鉛〕、亜酸化窒素、亜硝酸ナトリウム、L-アスコルビン酸 2-グルコシド、アスパルテーム、アセト酢酸エチル、アセトフェノン、アミルアルコール、 $\alpha$ -アミルシンナムアルデヒド、DL-アラニン、イオノン、イソアミルアルコール、イソオイゲノール、イソブタノール、イソプロパノール、 $\gamma$ -ウンデカラクトン、エステルガム、2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び 2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物、エチルバニリン、塩化カリウム、オイゲノール、オクタナール、オクタン酸エチル、 $\beta$ -カロテン、ギ酸イソアミル、キシリトール、クエン酸イソプロピル、グリセリン脂肪酸エステル、グルコン酸ナトリウム、酢酸ビニル樹脂、酢酸ベンジル、酢酸リナリル、サリチル酸メチル、シクロヘキシルプロピオン酸アリル、シトラール、1,8-シネオール、シリコーン樹脂、シンナムアルデヒド、ステアリン酸カルシウム、ステアリン酸マグネシウム、ソルビタン脂肪酸エステル、デカン酸エチル、2,3,5,6-テトラメチルピラジン、*dl*- $\alpha$ -トコフェロール、2,3,5-トリメチルピラジン、 $\gamma$ -ノナラクトン、ノルビキシナリウム〔水溶性アナトー〕、ノルビキシナトリウム〔水溶性アナトー〕、パラメチルアセトフェノン、ビオチン、ビタミンA〔粉末ビタミンA〕、ビタミンA脂肪酸エステル〔粉末ビタミンA〕、ヒドロキシプロピルセルロース、ヒドロキシプロピルメチルセルロース、氷酢酸〔酢酸〕、フェニル酢酸イソアミル、フェニル酢酸イソブチル、フェニル酢酸エチル、プロパノール、プロピレングリコール脂肪酸エステル、ヘキサン酸アリル、ヘキサン酸エチル、ベンズアルデヒド、ポリイソブチレン、ポリビニルポリピロリドン、マルトール、DL-メチオニン、メチル $\beta$ -ナフチルケトン、モルホリン脂肪酸塩、葉酸、リナロオール、リン酸三カルシウム、リン酸三マグネシウム

#### ②既存添加物

ガティガム、カラメルⅠ、カラメルⅢ、カラメルⅣ、カラヤガム、カルナウバロウ、カンデリラロウ、シェラック、植物レシチン〔レシチン〕、ダンマル樹脂、デュナリエラカロテン、トウガラシ色素、*d*- $\alpha$ -トコフェロール、ニンジンカロテン、パーム油カロテン、微結晶セルロース、ビートレッド、粉末セルロース、ヘキサン、マリーゴールド色素、ミックストコフェロール、卵黄レシチン〔レシチン〕、流動パラフィン

③「合成膨張剤」の成分規格

2. 学名が付記される添加物（[ ] 内は規格名を示す。）

①既存添加物

アラビアガム、カラギナン〔加工ユーケマ藻類、精製カラギナン〕、カロブ  
بینガム、キサントタンガム、グァーガム、ジェランガム、ブドウ果皮色素、  
ブロメライン、ベニコウジ色素、ベニバナ赤色素、ベニバナ黄色素、マリーゴ  
ールド色素、ミツロウ

②一般飲食物添加物

ブラックカーラント色素